

障がい者を取り巻く社会環境の変化について

1 障がい者施策に係る法改正等の概要について

(1) 障がい者制度改革の推進

- ・ 障害者権利条約の締結に必要な制度改革を推進するため、内閣に「障がい者制度改革推進本部」及び「障がい者制度改革推進会議」を設置
- ・ 平成22年6月「障害者制度改革の推進のための基本的な方向について」を閣議決定

我が国の障害者に係る制度の集中的な改革の推進を図り、障害の有無にかかわらず、相互に個性の差異と多様性を尊重し、人格を認め合う共生社会を実現すること

(2) 「障害者基本法」の改正（平成23年8月）

- ・ 障がい者の定義の見直し
⇒ 「障がいがある者であって、障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活または社会生活に相当な制限を受けるもの」（社会モデルの考え方に基づくもの）
- ・ 「合理的配慮」の規定
⇒ 障がい者とその社会的障壁の除去を必要とし、そのための負担が過重でない場合には、必要な措置を実施しなければならない
- ・ 障がい者への差別の禁止
- ・ 手話を言語の一つと位置付け、意思疎通の手段について選択の機会が確保されること

(3) 生活支援の分野

① 「障害者自立支援法」から「障害者総合支援法」へ

- ・ 「障害者自立支援法」の施行（平成18年）
⇒ 就労支援の強化や地域移行の推進を図ることを目指し、身体・知的・精神の3障がい一元化による福祉サービス体系を再編
- ・ 発達障がい者が障害者自立支援法の対象となることの明確化（平成22年）
- ・ 「改正 障害者自立支援法」の施行（平成24年）
- ・ 「障害者総合支援法」の施行（平成25年）
⇒ 制度の谷間のない支援を提供するため、障がい者の定義に新たに難病等を追加し、障がい福祉サービスの対象とする
⇒ 「障害程度区分」を「障害支援区分」に改める

② 「障害者虐待防止法」の施行（平成24年）

- ⇒ 市町村に障がい者虐待対応の窓口となる「市町村障がい者虐待防止センター」の設置を義務付け

③ 「障害者差別解消法」の成立（平成25年）

⇒ 障がい者を理由とする差別等の権利侵害行為の禁止や、社会的障壁を取り除くための合理的配慮の提供などについて規定（平成28年4月施行）

（4）雇用・就業の分野

・「障害者雇用促進法」の一部改正（平成25年）

⇒ 法定雇用率の引き上げ（民間企業1.8%⇒2.0%に引き上げ）、平成30年4月から、精神障がい者を法定雇用率の算定基礎に追加

雇用の分野における障がい者を理由とする差別の禁止、障がい者が職場で働くに当たっての支障を改善するための措置（合理的配慮の提供義務）について規定

・「障害者優先調達推進法」の成立（平成24年）

⇒ 市は、毎年度、障がい者就労施設等からの物品等の調達方針を策定し公表することを規定

（5）教育・育成の分野

・「学校教育法施行令」の改正（平成25年）

⇒ 障がいのある児童生徒が年齢及び能力に応じ、その特性を踏まえた十分な教育が受けられるよう、インクルーシブ教育を推進するため、就学基準に該当する障がいのある子どもが、原則特別支援学校に就学するという、従来の就学決定の仕組みを改める

（6）「障害者権利条約」の批准

・ 障がい者が人権及び基本的自由の享有を確保し、障がい者の尊厳の尊重を促進することを目的として、障がい者の権利の実現のための措置等について規定。（平成26年2月19日発効）

⇒ 障がい者の権利の実現に向けた取組の一層の強化、人権尊重についての国際協力の一層の推進

2 本市の障がい者数の動向

(1) 人口と障がい者手帳所持者の状況

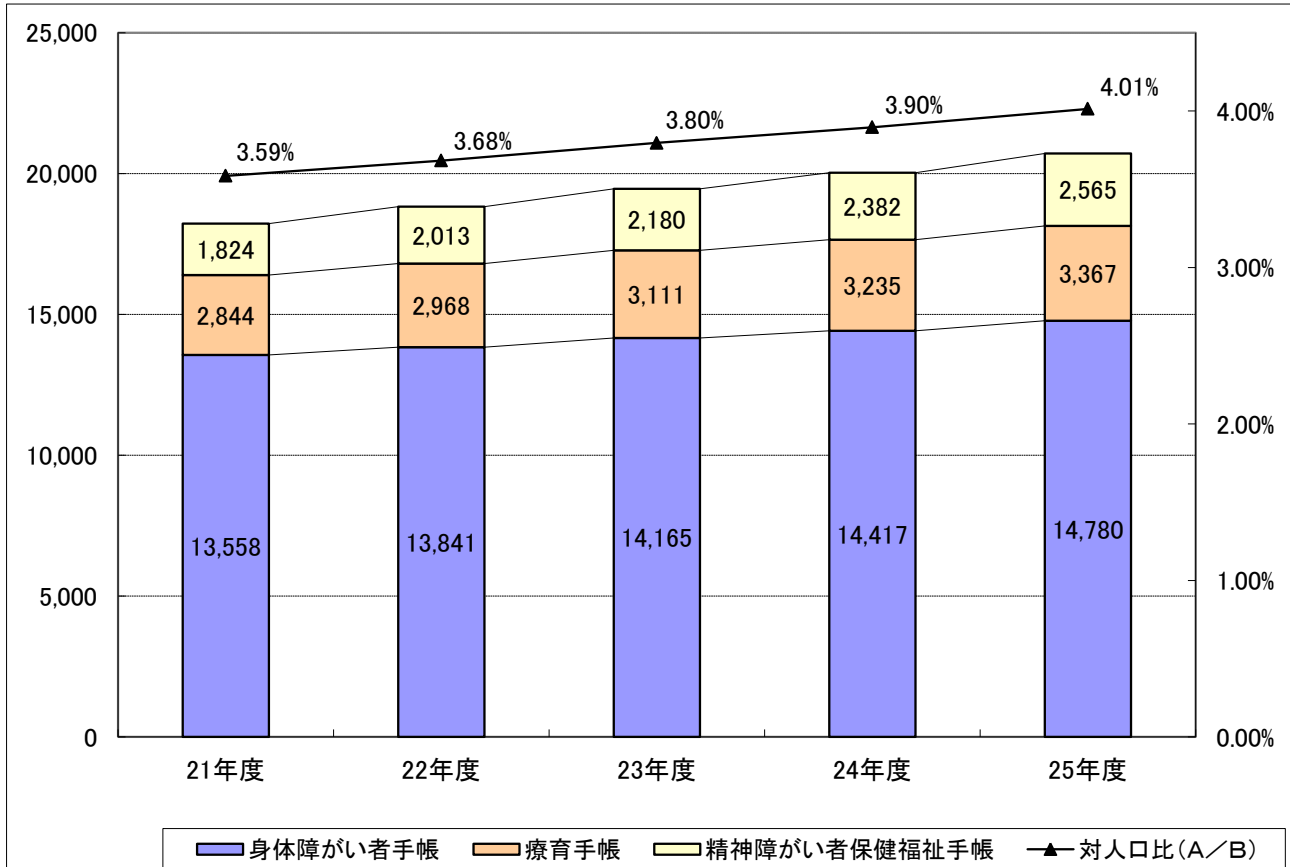
本市における障がい者手帳所持者は、年々増加傾向にあり、特に、精神障がい者保健福祉手帳所持者の伸び率が高い傾向にある。また、障がい者手帳所持者の本市人口に占める割合は、平成 26 年 3 月 31 日で 4.01%となっている。

なお、平成 24 年度の「障害者白書」によれば、全国の障がい者の数は、身体障がい者 366 万 3 千人、知的障がい者 54 万 7 千人、精神障がい者 323 万 3 千人で、国民のおよそ 6%となっている。

<障がい者手帳所持者の推移>

単位:人

	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度
身体障がい者手帳	13,558	13,841	14,165	14,417	14,780
療育手帳	2,844	2,968	3,111	3,235	3,367
精神障がい者保健福祉手帳	1,842	2,013	2,180	2,382	2,565
手帳所持者合計(A)	18,244	18,822	19,456	20,034	20,712
宇都宮市人口(B)	508,775	511,041	512,470	514,181	516,033
対人口比(A/B)	3.59%	3.68%	3.80%	3.90%	4.01%

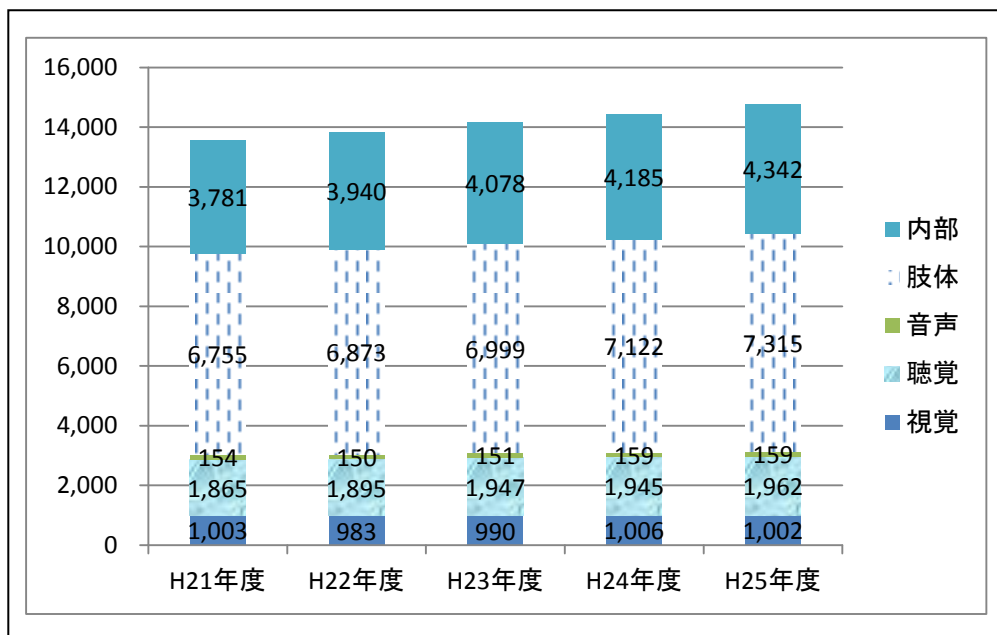


(2) 身体障がい者手帳所持者の状況

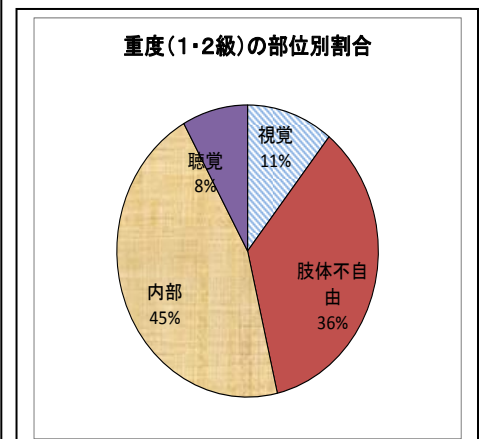
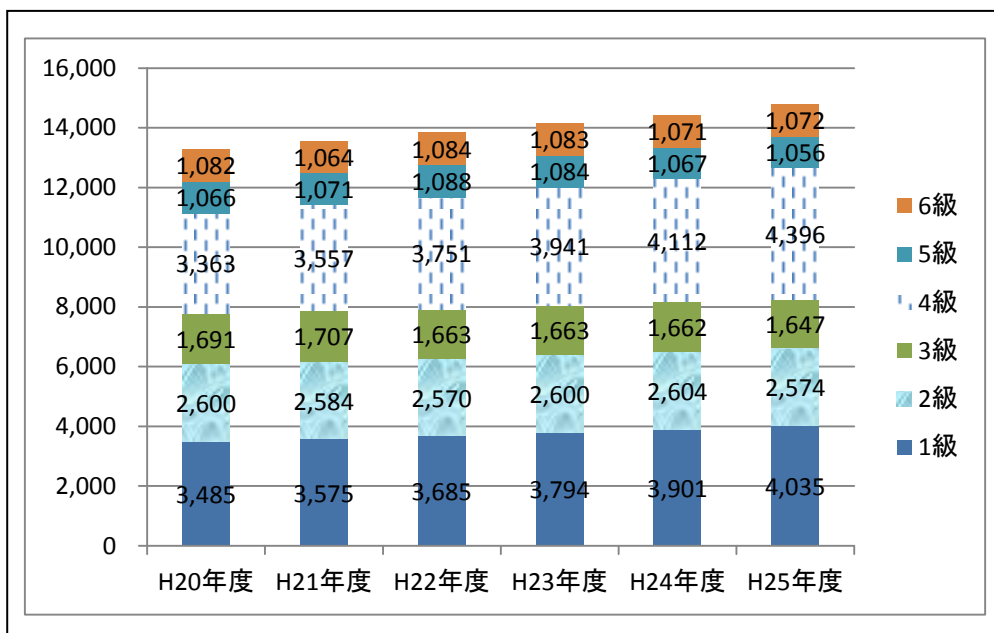
身体障がい者手帳所持者数は、年々増加傾向にあり、平成26年3月31日現在で14,780人となっている。障がいの種類別にみると、「肢体不自由」が最も多く(7,315人)、全体の半数を占めている。

また、障がいの等級別にみると、重度の障がい者(1・2級)が全体の45%程度で推移しており、その内訳は内部障がい(心臓・じん臓・肝臓など)が約45%で最も多く、次いで肢体不自由が36%となっている。

＜身体障がい者手帳所持者数の推移(障がいの部位別)＞



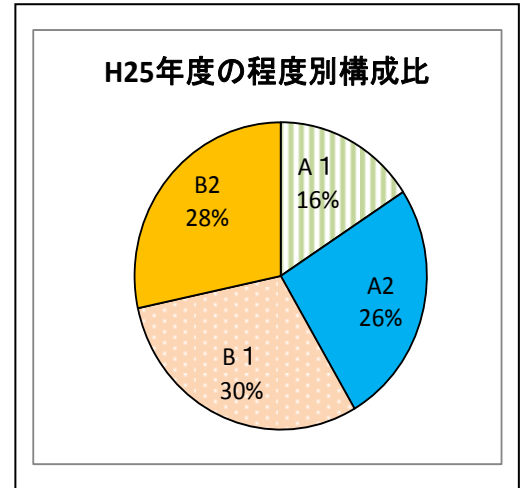
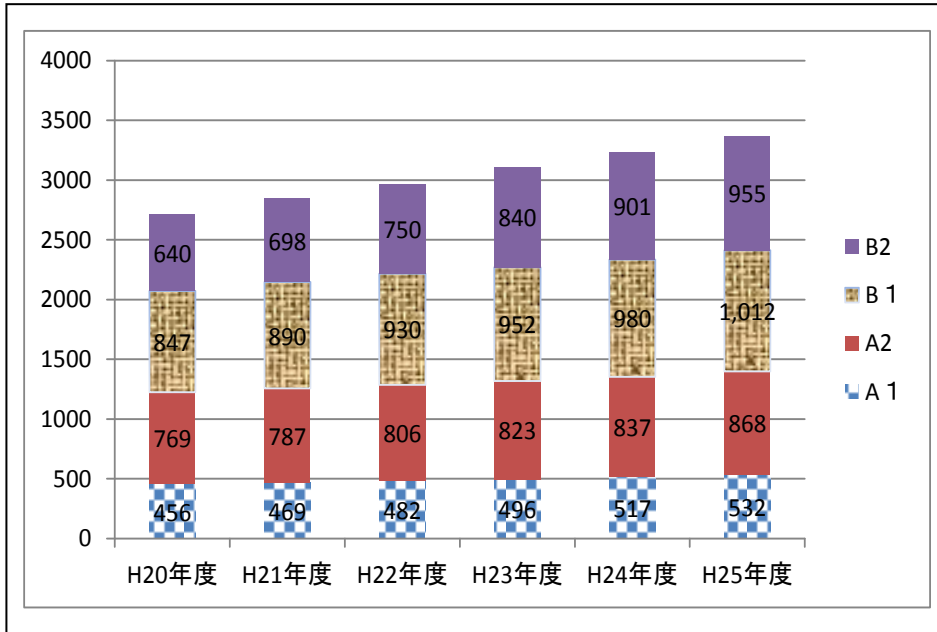
＜身体障がい者手帳 障がい等級別の推移＞



(3) 療育手帳所持者の状況

療育手帳所持者数も、他の手帳所持者同様に年々増加傾向にあり、平成26年3月31日現在で3,300人を超え、特にB2（IQ50～70程度の軽度知的障がい）の手帳所持者の伸び率が高い。

<療育手帳所持者数の推移（障がいの程度別）>



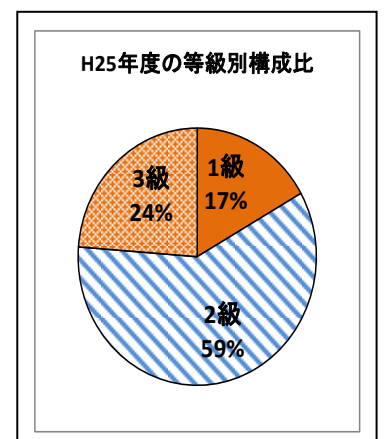
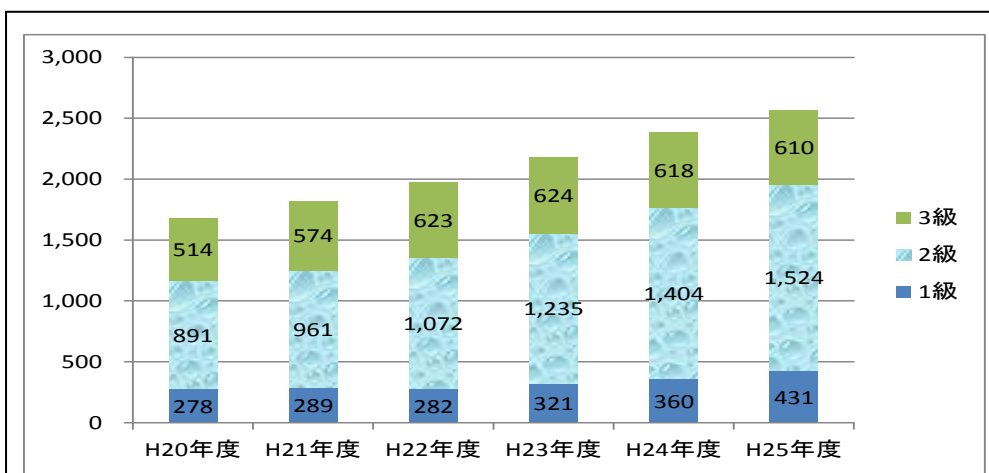
※療育手帳の区分

IQ	生活能力			
	できない a	b	c	できる d
I (IQ ~20)	A1 最重度知的障害			
II (IQ 21~35)	A2 重度知的障害			
III (IQ 36~50)	B1 中度知的障害			
IV (IQ 51~70)	B2 軽度知的障害			

(4) 精神障がい者保健福祉手帳所持者の状況

精神障がい者保健福祉手帳所持者数は、近年特に増加傾向にあり、平成26年3月31日現在で2,500人を超えた。特に2級（日常生活に著しい支障がある）の手帳所持者の伸び率が高く、手帳所持者の約6割程度を占めている。

<精神障がい者保健福祉手帳所持者数の推移（障がいの等級別）>



(5) 難病患者等の状況

- 本市では、難病患者等に対する特定疾患患者福祉手当を支給しており（市が指定する 81 疾患）、受給者数は増加傾向にある。
- 平成 25 年 4 月施行の「障害者総合支援法」により、障がいの定義に難病等（対象 130 疾患）が加わり、手帳の有無に係わらず、障がい程度区分の認定などの手続を経て障がい福祉サービスを利用できることとなった。従来の難病患者等に対する居宅生活支援事業の利用者が、障がい福祉サービスの利用に移行すると見込み、本市では平成 24 年度末で 3 名である。

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
受給者数	4,059 人	4,307 人	4,488 人	4,664 人	4,812 人

(6) 発達障がい、高次脳機能障がいのある人の状況

- 発達障がいのある人、高次脳機能障がいのある人については、栃木県の「とちぎリハビリテーションセンター」が専門の相談窓口となっており、発達障がいに関する市民の関心は高まりや、高次脳機能障がいの認知度の広がりなどから、相談件数は増加傾向にある。

とちぎリハビリテーションセンターにおける相談件数の推移

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
高次脳機能障がい	261	324	372
発達障がい	1,012	1,136	1,125

(7) 障がい福祉サービスの利用状況

- 障害者総合支援法に基づく障がい福祉サービスの利用者数は増加傾向にあり、平成 21 年度から平成 25 年年度にかけて約 40% 増加し、2,341 人となっている。障がい者の社会参加の促進に伴い、生活や自立のための訓練や就労への継続的な支援を行う日中活動系のサービスが年々増加しており、平成 25 年度では全体の約 7 割を占めている。
- 障がい福祉サービスの提供に係る経費は、平成 21 年度から平成 25 年度では約 70% 増加しており、主な要因として、障がい福祉サービスの利用者数の増加のほか、「障害者自立支援法」の施行に伴うサービス体系の再編により、障がい福祉施設が新体系に移行したことに伴う報酬の増額などがある。

